
安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会

資 料 編

資 料 1 : 平成 20 年度県政世論調査（概要版）

「Ⅷ 食の安全について」

資 料 2 : 食の安全・安心のための工程表

（第 10 回委員会執行部提出資料）

資 料 3 : 委員会における委員等の意見（要旨）

資 料 4 : 用語解説

平成20年度 県政世論調査（概要版）

1.（調査の目的）

この調査は、県政に対する県民の関心、意見、要望、評価などをとらえ、県行政の推進を図るうえで必要な基礎的資料を得るために実施したものである。

2.（調査の項目）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 生活意識 | (9) 「うまいもんどころ」について |
| (2) 快適な社会づくりに対する意識 | (10) 生活関連サービス |
| (3) 県の政策評価制度について | (11) 生涯スポーツ振興 |
| (4) 県の行財政改革の取り組みについて | (12) 県民の治安に関する意識とその変化 |
| (5) いばらきのイメージについて | (13) 防犯意識とその変化 |
| (6) エコドライブについて | (14) 広報活動 |
| (7) 人権意識 | (15) 県政への要望 |
| (8) 食の安全について | |

3.（調査の設計）

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 調査地域 | 茨城県全域 |
| (2) 母集団 | 県内に居住する満20歳以上の男女個人 |
| (3) 標本数 | 1,500人 |
| (4) 抽出方法 | 選挙人名簿等からの層化二段無作為抽出法 |
| (5) 調査方法 | 調査員による個別面接聴取法 |
| (6) 調査時期 | 平成20年8月23日～9月23日 |
| (7) 調査実施機関 | 社団法人 中央調査社 |

4.（回収結果）

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 回収数（率） | 1,075（71.7%） |
| (2) 事故数（率） | 425（28.3%） |

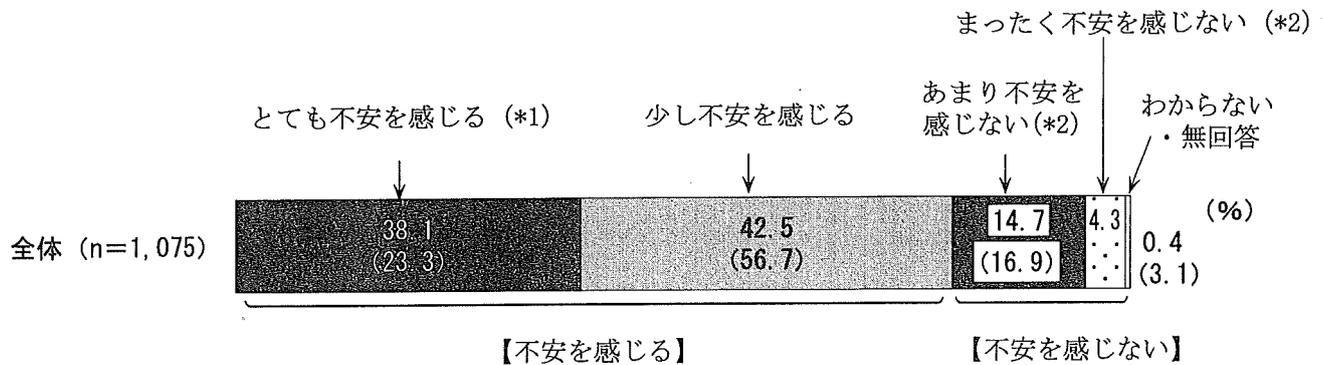
平成20年9月実施
茨城県

VIII 食の安全について

1. 食の安全に対する不安感

(1) 食の安全に対する不安感

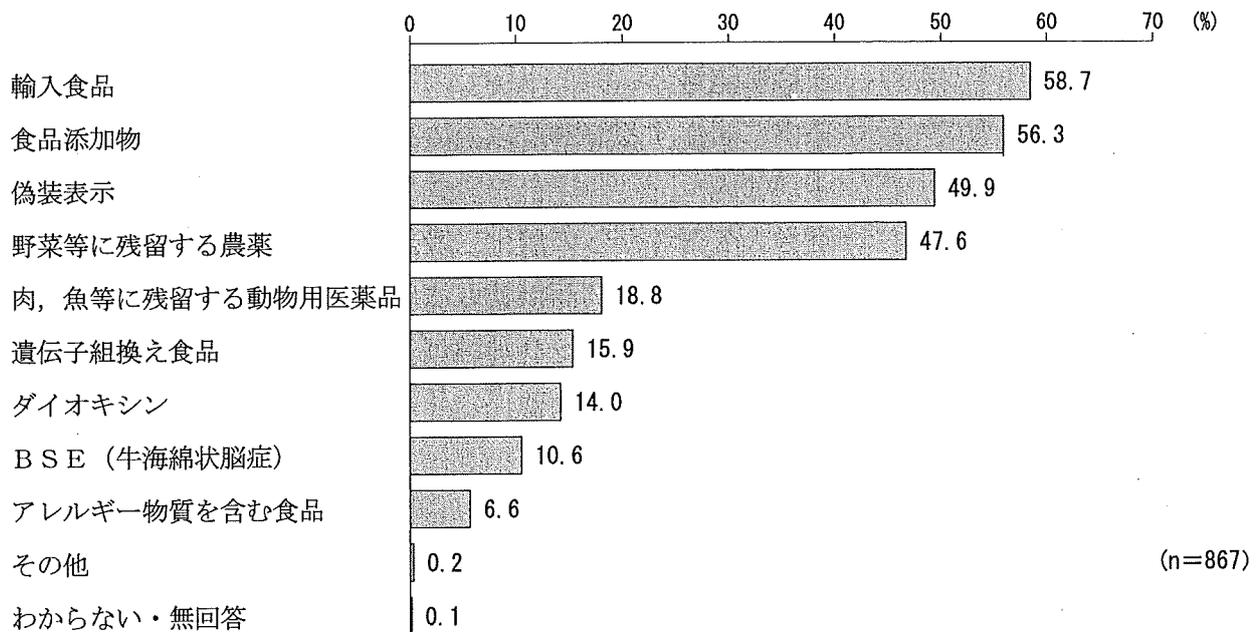
【不安を感じる】(80.6%)は8割を超える。一方、【不安を感じない】(19.0%)は約2割。



※ () 内の数値は、平成15年の調査結果
 (*1) 平成15年調査では、選択肢が「非常に不安を感じる」
 (*2) 平成15年調査では、選択肢が「不安を感じない」のみ

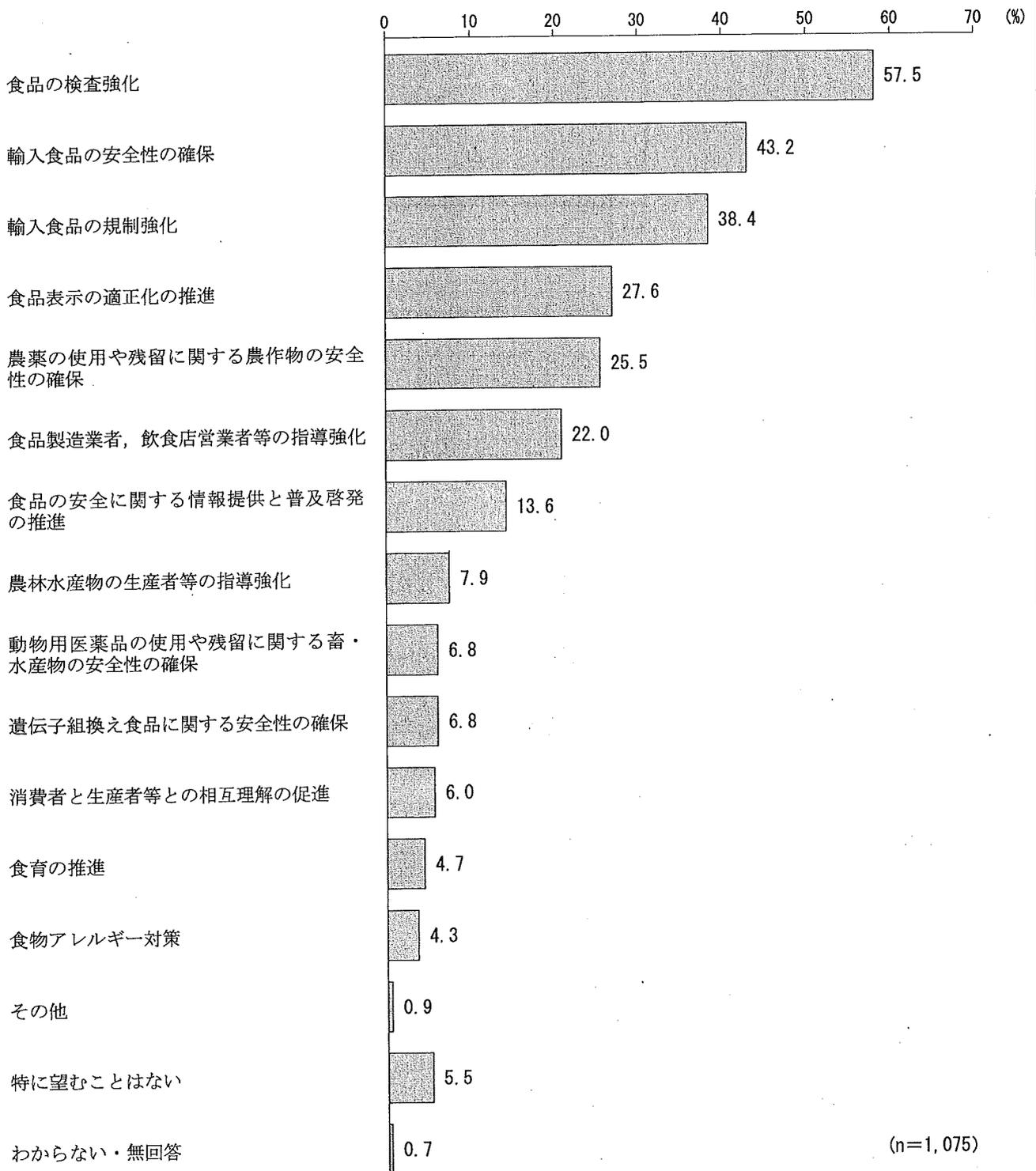
(2) 食の安全について不安に感じること

「輸入食品」(58.7%)が最も多く、次いで、「食品添加物」(56.3%)、「偽装表示」(49.9%)、「野菜等に残留する農薬」(47.6%)の順となっている。



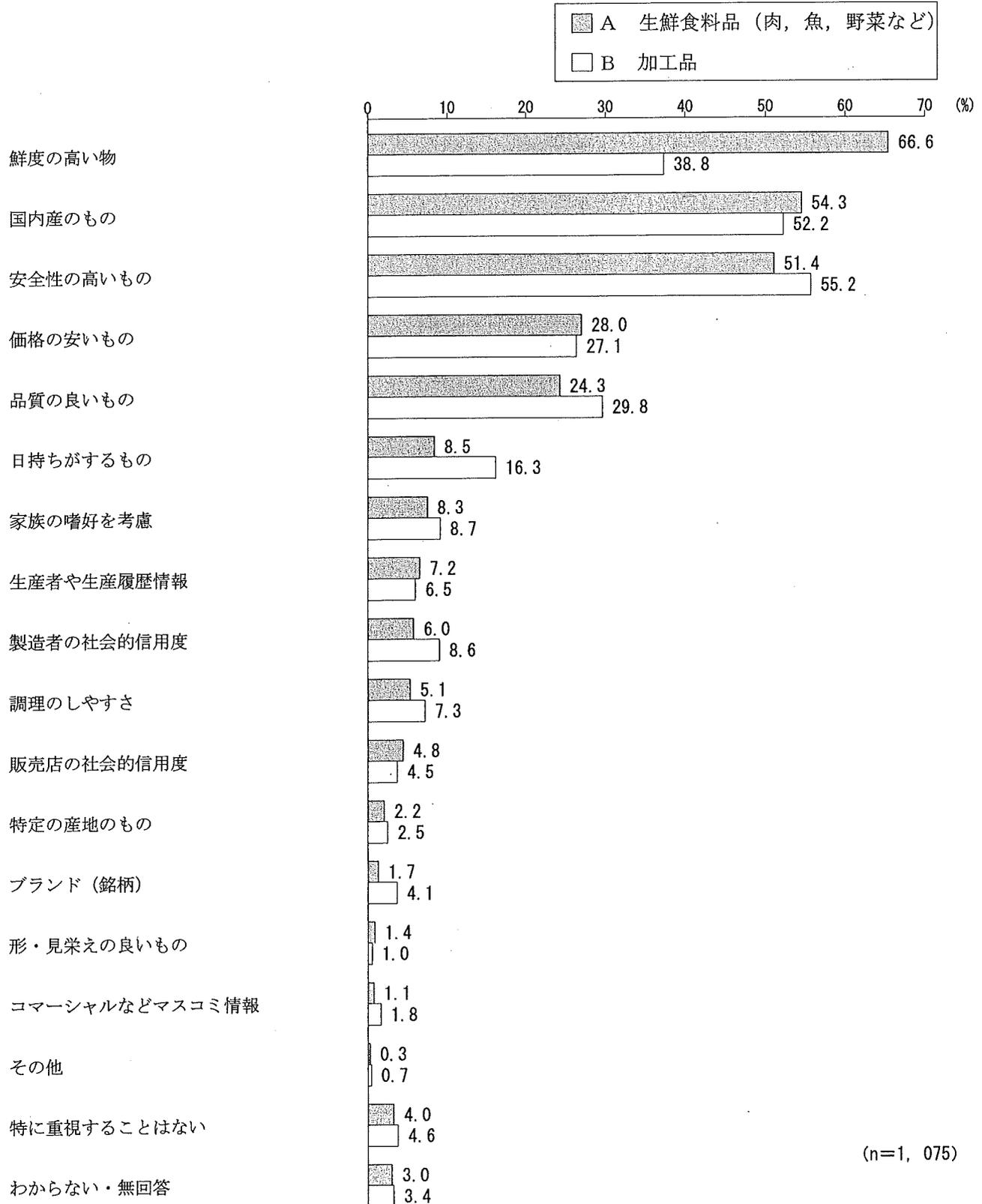
2. 県に望む食の安全対策

「食品の検査強化」(57.5%)が最も多く、次いで、「輸入食品の安全性の確保」(43.2%)、「輸入食品の規制強化」(38.4%)の順となっている。



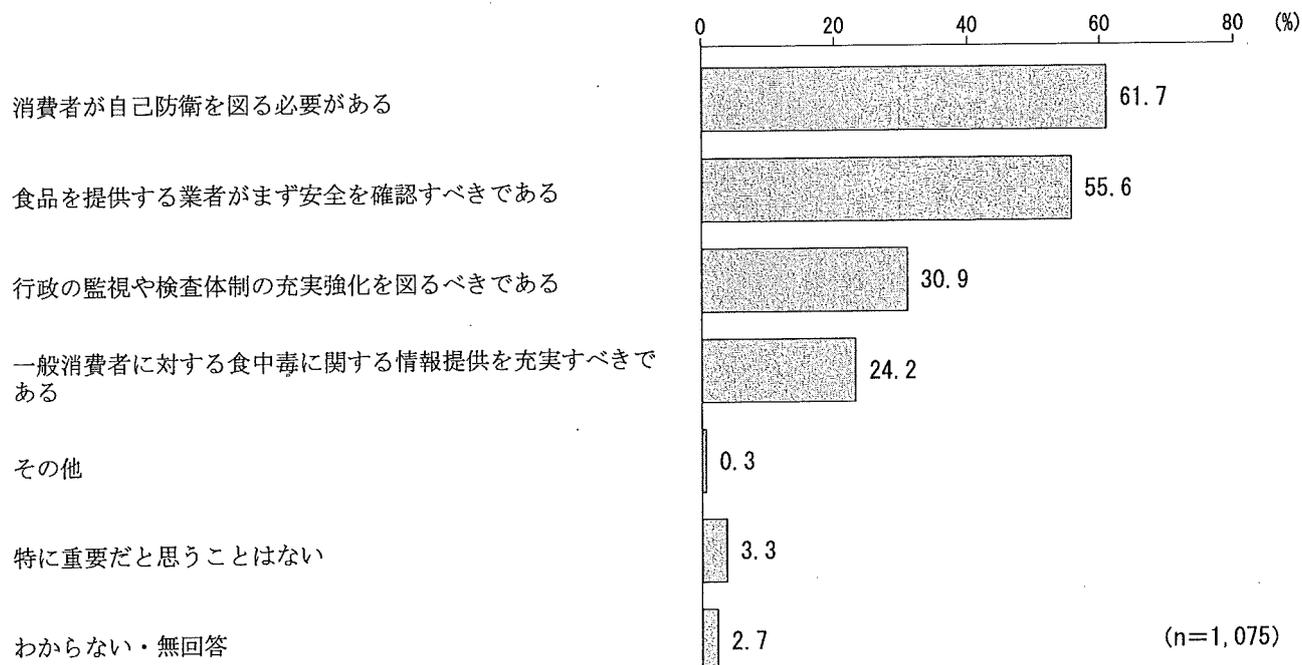
3. 生鮮食料品や加工品を購入するときに重視すること

生鮮食料品を購入するときに重視することとしては、「鮮度の高い物」(66.6%)、「国内産のもの」(54.3%)、「安全性の高いもの」(51.4%)が上位3位にあげられている。加工品については、「安全性の高いもの」(55.2%)、「国内産のもの」(52.2%)、「鮮度の高い物」(38.8%)の順にあげられている。



4. 食中毒防止のための重要事項

「消費者が自己防衛を図る必要がある」(61.7%)が最も多く、次いで、「食品を提供する業者がまず安全を確認すべきである」(55.6%)、「行政の監視や検査体制の充実強化を図るべきである」(30.9%)の順となっている。

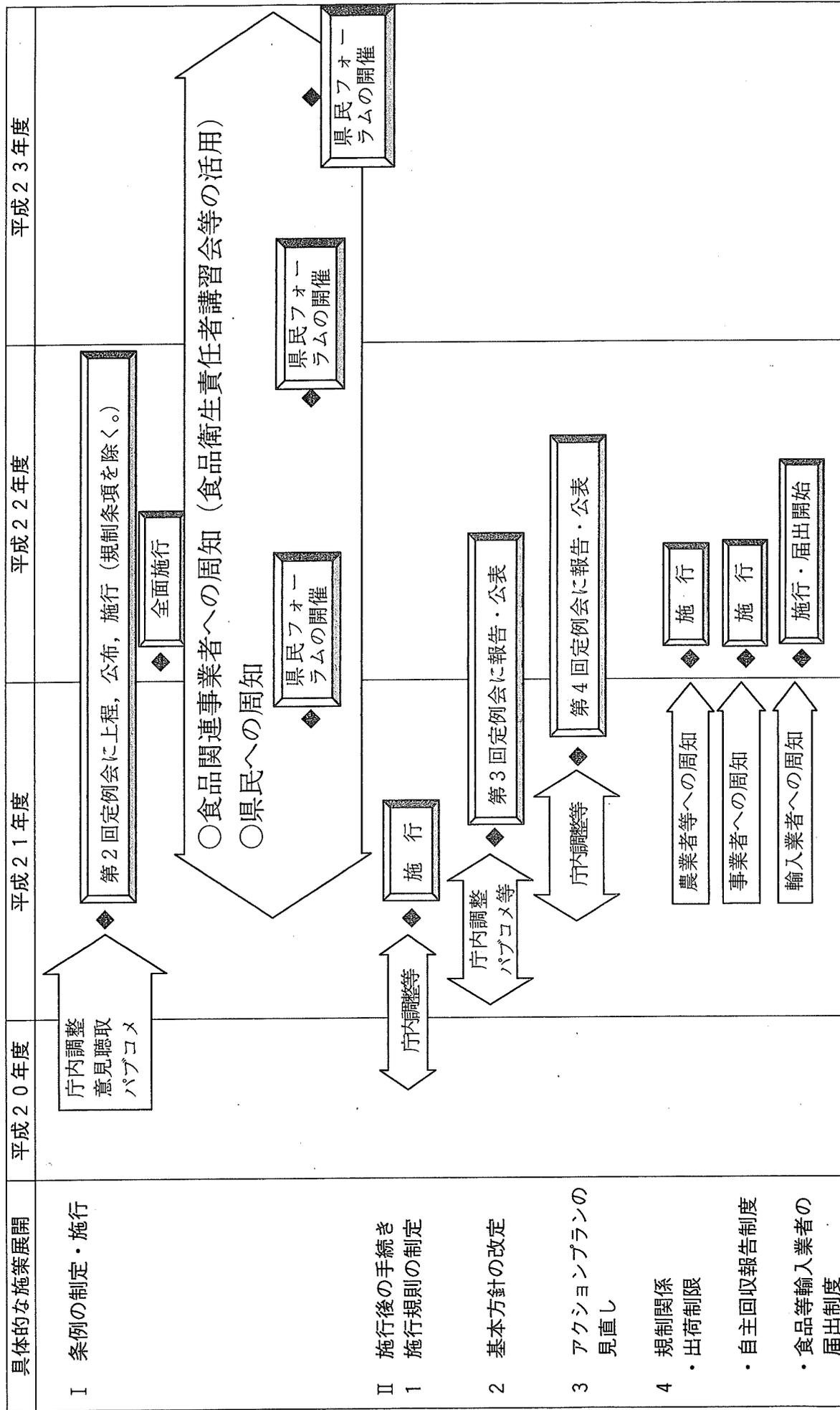


(第10回安心できる食の確保や提供等に関する調査特別委員会における執行部提出資料)

食の安全・安心のための工程表

- 食の安全・安心の確保を目的とする条例に関する工程表
- 「安心できる食の確保」に関する工程表
- 「安心できる食の提供」に関する工程表
- 「安心できる食の未来へ」に関する工程表

【茨城県食の安全・安心の確保を目的とする条例】



※  は対応期間及び事項を表示

※  は対応時期及び事項を表示

1 安心できる食の確保
(1) 食の安全推進体制

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>①推進体制</p> <p>○食品関連事業者の責務，県民の役割の理解 【再掲】 促進</p> <p>○輸入食品の検査体制の充実・強化 ・他自治体との連携</p> <p>・食品等輸入業者届出制度創設</p> <p>④食品関連事業者及び消費者に対する食品衛生の普及・啓発</p> <p>○ハサップ方式の導入促進</p> <p>・ハサップ導入への支援 (県，県食品衛生協会)</p> <p>・民間認証取得への支援</p> <p>○リスクコミュニケーションの推進</p>	<p>◆ 県議会第2回定例会に条例(案)上程</p> <p>食品関連事業者及び県民等への周知</p> <p>◆ 創設</p> <p>北関東三県一市との情報共有化，全国展開に向けた働きかけ</p> <p>◆ 施行</p> <p>制度の定着</p> <p>・届出業者に対する監視・指導，講習会の開催</p> <p>・食品等輸入業者で組織する団体の育成</p> <p>30施設/年 累計307施設</p> <p>30施設/年 累計337施設</p> <p>30施設/年 累計367施設</p> <p>30施設/年 累計397施設</p> <p>30施設/年 累計427施設</p> <p>ISO認証取得支援</p> <p>○リスクコミュニケーションを担う人材の育成 【目標：平成25年度までに全市町村に配置】</p> <p>○リスクコミュニケーションの積極開催 【目標：全保健所で開催(毎年度)】</p>				
	<p>具体的な施策展開</p>				

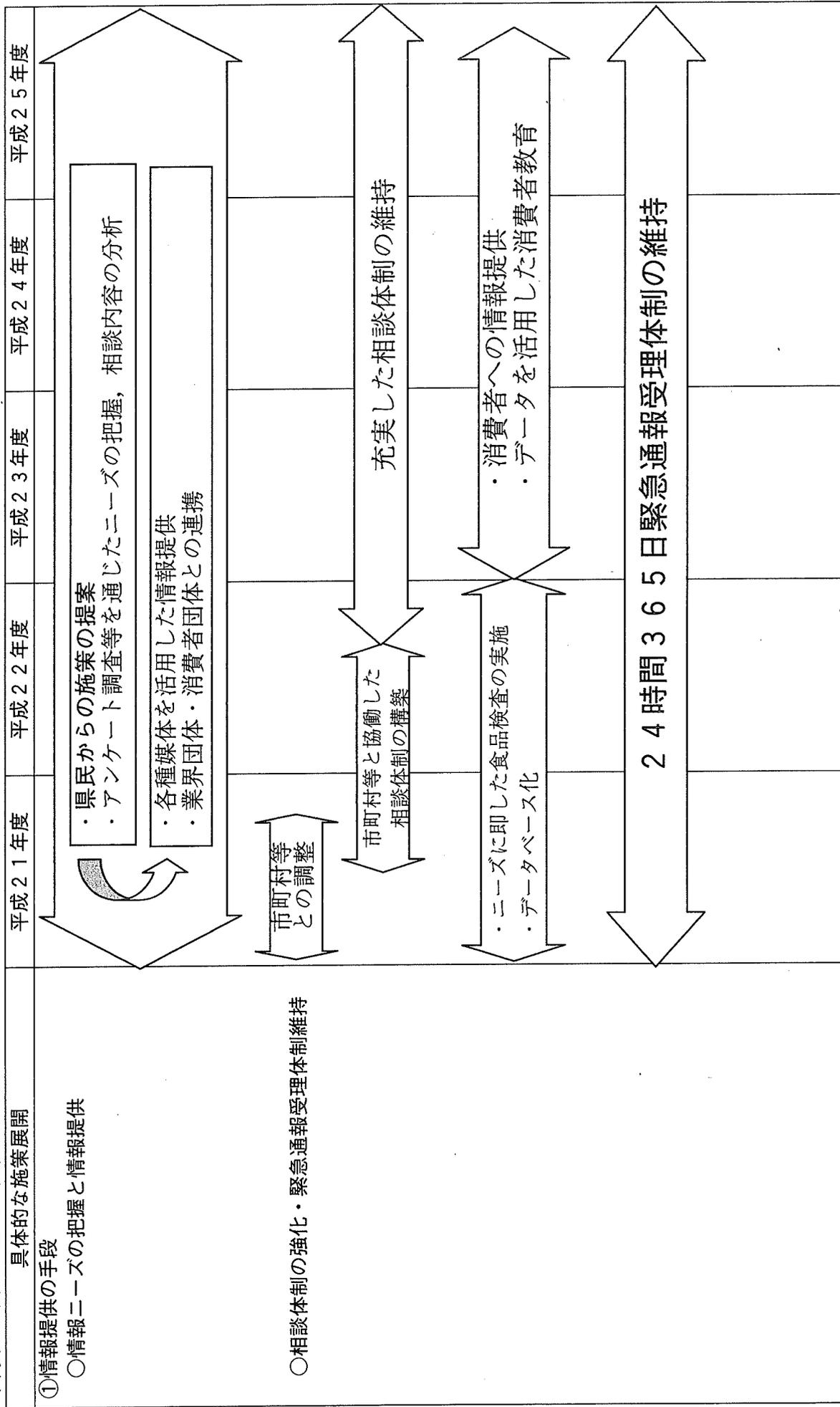
※ ◀ は対応期間及び事項を表示

※ ◆ は対応時期及び事項を表示

1 安心できる食の確保

(2) 食品に関する正確な情報の提供と相談体制

部局名：保健福祉部



※ ◀ は対応期間及び事項を表示

※ ◻ は対応時期及び事項を表示

1 安心できる食の確保

(2) 食品に関する正確な情報の提供と相談体制

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>③消費者相談への対応 消費生活センターと関係機関との連携を強化する。</p>		<p>具体的施策展開</p> <p>消費生活センターと関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食の安全に関する相談の保健所への迅速な誘導の徹底 ○ 食品表示ダイヤル110番への迅速な誘導の徹底 ○ 保健所等関係機関との食の安全に関する情報の共有化及び市町村への迅速な情報提供 ○ 国民生活センター情報の効果的な活用 				
<p>④消費者への意識啓発 消費者及び消費者団体に対し食の安全に係る意識啓発の充実を図る。</p>		<p>消費者への意識啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活に関する講座等における食の安全に関する課題の設定 ○ 県消費者団体連絡会と共催の消費者大会における食の安全に関するテーマ設定 ○ 県政出前講座等の活用促進のための働きかけ 				
		<p>基金を活用した事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方消費者行政活性化基金※を活用した食の安全等に関する消費者啓発事業の実施 				
		<p>基金事業終了後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の成果等を踏まえ、関係課等との連携による啓発事業を展開 				
		<p>※参考 地方消費者行政活性化基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの地方消費者行政活性化交付金により県に基金を造成 (H20年度中) ・ 基金を財源として、県・市町村における消費者行政活性化のための事業を実施 (H21～23年度) 				

※ は対応期間及び事項を表示。

※ は対応時期及び事項を表示。

1 安心できる食の確保

(3)適正な食品表示の推進

部局名：農林水産部

具体的な施策展開	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<ul style="list-style-type: none"> ○JAS法に基づく食品表示の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業所巡回調査数増による指導強化 (200店舗→400店舗) ・「食品適正表示推進員」制度の創設 (推進員の認定：800名/年) ・食品表示ウォッチャー増員による監視体制の強化 (100名→150名) ・食品表示ダイヤル110番等を活用した情報収集及び調査の実施 ・食品表示セミナーや業種別研修会の開催等による法令遵守の徹底 ○GAP等による農産物の安全確保の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・GAP手法導入により適正な生産管理を実施する生産農家数の拡大 (導入農家数1,032戸→3,000戸) ・記帳管理システムの導入促進 (導入団体数 7団体→27団体) 					
	食品事業所巡回調査目標：400店舗/年				
	「食品適正表示推進員」制度の創設：推進員の認定 800名/年				
	GAP手法導入により適正な生産管理を実施する生産農家数の拡大 記帳管理システムの導入促進				

※ は対応期間及び事項を表示

※ は対応時期及び事項を表示

1 安心できる食の確保
 (3)適正な食品表示の推進

部局名：保健福祉部

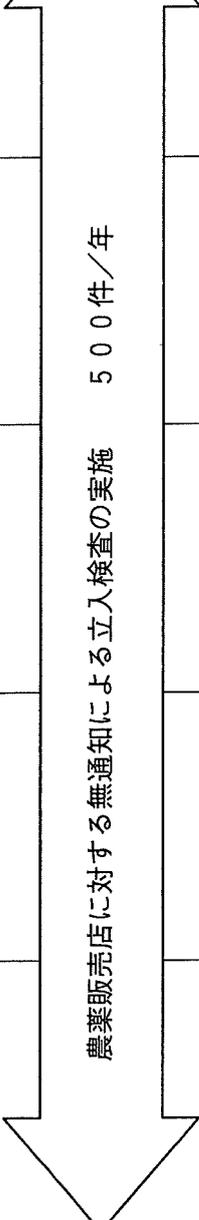
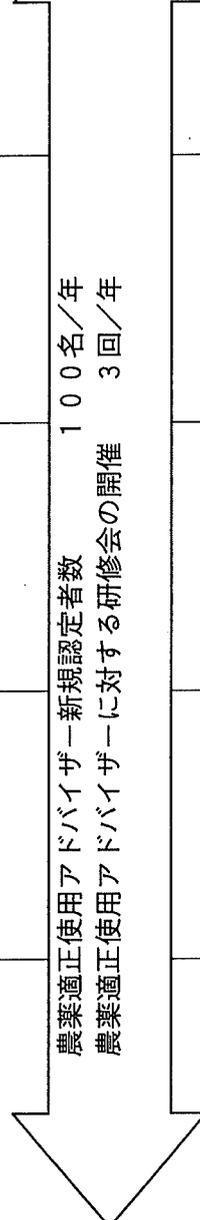
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
具体的な施策展開 ②食品衛生法に基づく適正な食品表示の推進 ○食品関連事業者に対する取組み		講習会等による法令順守意識の向上			
			業界団体の自主的な取組みに対する支援		
○適正表示に関する指導強化			・県食品表示監視協議会による情報共有化 ・県警及び関係機関との連携		
				県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	
○食品衛生法違反者の積極的な公表					
				迅速な公表(随時)	

※  は対応期間及び事項を表示.
 ※  は対応時期及び事項を表示.

2 安心できる食の提供

(1) 安全・安心のための農薬等の適正使用

部局名：農林水産部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>① 農薬の適正使用</p> <p>○ 具体的な施策展開</p> <p>○ 適正な農薬販売の推進 農薬販売業者営業所数 H20年3月 1,511店</p> <p>○ 農薬適正使用アドバイザー活動を通じた農薬適正使用の普及啓発 農薬適正使用アドバイザー認定者数 H20年3月 1,232人</p>					
	 <p>農薬販売店に対する無通知による立入検査の実施 500件/年</p>				
	 <p>農薬適正使用アドバイザー新規認定者数 100名/年 農薬適正使用アドバイザーに対する研修会の開催 3回/年</p>				

※  は対応期間及び事項を表示

※  は対応時期及び事項を表示

2 安心できる食の提供
 (1) 動物用医薬品の適正使用

部局名：農林水産部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
②動物用医薬品の適正使用 ○動物用医薬品の適正使用推進に向けた指導の徹底 ・農家立入り指導 H19実績 目標 牛飼養農家 404戸 → 460戸 養豚農家 557戸 → 570戸 養鶏農家 274戸 → 308戸 ・業者等への立入り指導 動物用医薬品販売業者 109か所 → 185か所 飼育動物診療施設(牛,豚等対象施設) 16か所 → 36か所 ○動物用医薬品の適正使用推進のための情報提供等 ○未承認動物用医薬品使用に対する対応の強化				・農家立入り指導： 牛飼養農家は2年で全戸、養豚農家と養鶏農家は毎年全戸巡回 ・動物用医薬品販売業者，診療施設への立入り指導強化： 販売業者は2年で全か所，診療施設は3年で全か所立入り ・ホームページ，パンフレットによる普及啓発 ・畜産農家や販売業者等を対象とした研修会の開催 ・未承認医薬品の危険性の周知徹底 ・出荷停止や自主回収措置の周知徹底		

※  は対応期間及び事項を表示
 ※  は対応時期及び事項を表示

2 安心できる食の提供

(2) 安全・安心のための食品の適正管理

部局名：農林水産部

具体的な施策展開	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																
<p>②トレーサビリティ（生産履歴情報）の導入</p> <p>○ 家畜の異動履歴や生産履歴の記録・保存の徹底を推進</p> <p>※牛以外の家畜については、法による異動履歴の報告義務はない。</p> <p>○常陸牛生産履歴情報の全頭公開の推進</p> <p>※ 常陸牛では異動履歴の他に飼料給与情報など生産履歴をホームページで公開</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>出荷頭数</td> <td>2,660</td> <td>3,849</td> <td>4,192</td> </tr> <tr> <td>公開頭数</td> <td>1,425</td> <td>2,899</td> <td>3,372</td> </tr> <tr> <td>公開率</td> <td>53.6%</td> <td>75.3%</td> <td>80.4%</td> </tr> </table>		H16	H18	H19	出荷頭数	2,660	3,849	4,192	公開頭数	1,425	2,899	3,372	公開率	53.6%	75.3%	80.4%					
	H16	H18	H19																		
出荷頭数	2,660	3,849	4,192																		
公開頭数	1,425	2,899	3,372																		
公開率	53.6%	75.3%	80.4%																		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>消費者の立場に立った安全な「顔の見える」畜産物生産の意識高揚を推進</p> <p>・ 豚、鶏についても巡回指導の際に生産履歴等の記帳徹底を推進</p> </div>																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>常陸牛の生産履歴の全頭公開に向けた取組推進</p> <p>・ 生産農家における生産履歴情報公開の推進を指導</p> <p>・ 東京市場での常陸牛関連の情報公開情報の収集強化</p> </div>																				

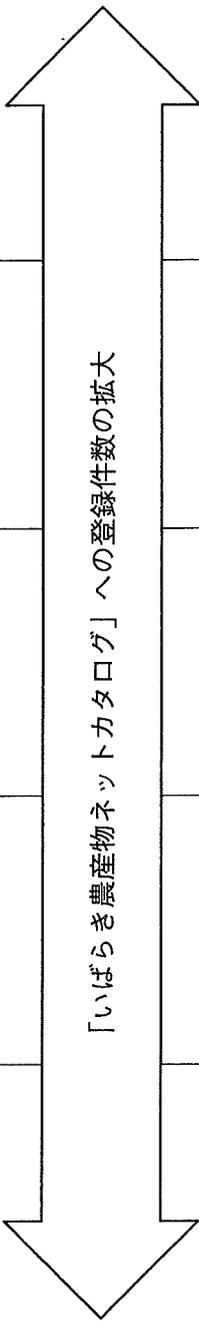
※  は対応期間及び事項を表示

※  は対応時期及び事項を表示

2 安心できる食の提供

(2) 安全・安心のための食品の適正管理

部局名：農林水産部

具体的な施策展開	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>○農産物の生産履歴情報の提供 ・「いばらぎ農産物ネットカタログ」への登録件数の拡大 (H20:2022件→H22:500件)</p>	 <p>「いばらぎ農産物ネットカタログ」への登録件数の拡大</p>				

※  は対応期間及び事項を表示
 ※  は対応時期及び事項を表示

2 安心できる食の提供
 (2)安心・安全のための食品の適正管理
 部局名：保健福祉部

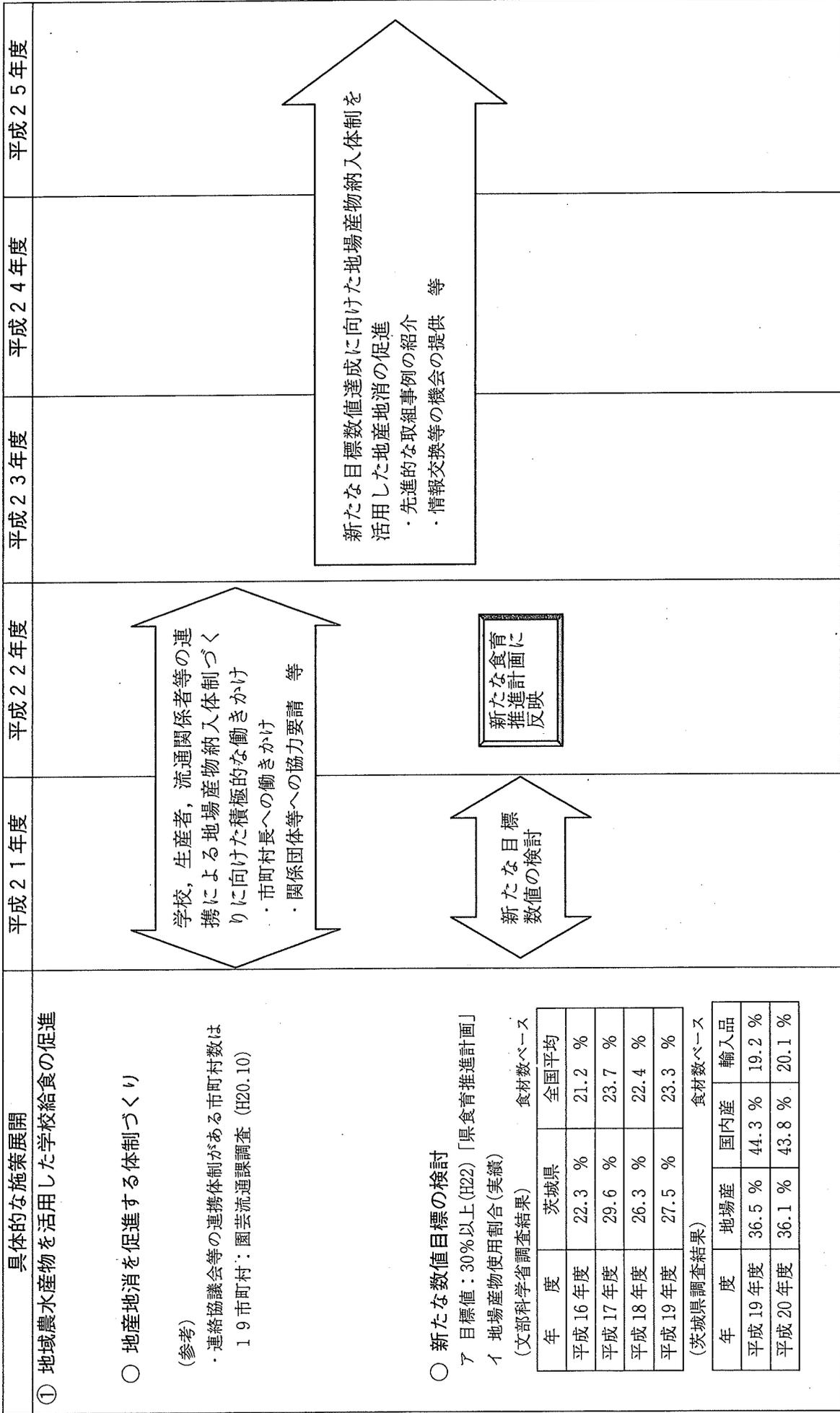
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
③HACCP方式の普及 ○ハサップ普及促進事業の積極支援 【再掲】	30施設/年 累計307施設	30施設/年 累計337施設	30施設/年 累計367施設	30施設/年 累計397施設	30施設/年 累計427施設
	ホームページやパンフレットによる広報活動				
○いばらきハサップ認証制度の認知度向上					

※  は対応期間及び事項を表示
 ※  は対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ

(1) 自給率向上につながる地産地消の推進

部局名：教育庁



※ 対応期間及び事項を表示

※ 対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ

(1) 自給率向上につながる地産地消等の推進

部局名：商工労働部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>③ 農商工等連携による地域産品を活用した新商品開発等の支援</p> <p>○ いばらぎ産業大県創造基金の活用促進</p> <p>○ 農商工連携に関わる組織的な支援体制の構築による事業化の促進</p> <p>○ 事業目標</p>					
	<p>基金規模：75億円，事業費：約1.1億円/年</p>				
	<p>地域力連携拠点，農林漁業団体，公設試験研究機関，大学，金融等をメンバーとする県農商工等連携推進協議会を核として，法制度・施策の普及・PR，支援案件の発掘，事業化等の支援を組織的に実施する。</p>				
	<p>地域資源活用及び農商工等連携に係る事業計画の法定と「いばらぎ産業大県創造基金事業」による事業採択で，1年間で15件，5年間で75件を目指す。</p>				

※  は対応期間及び事項を表示

※  は対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ
(2) 食育の推進

部局名：保健福祉部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>具体的な施策展開 家庭、学校、地域における食生活の基礎づくり</p> <p>○ 食育推進計画における数値目標で、重点的に推進すべきものとして定めている事項のうち、特に達成すべき次の項目への対応</p> <p>ア 望ましい食習慣づくりと朝食摂取から始める生活リズムの向上</p>	<p>「朝食の大切さポスター」配付 (中学校対象)</p> <p>◆</p>	<p>◆</p> <p>「朝食の大切さポスター」配付 (中学校対象)</p>	<p>※ 現行「食育推進計画」は、平成22年度まで(H19～22)なので、23年度以降は、22年度に目標の達成状況や新たな課題等を踏まえ見直し、それに基づき具体的な施策を展開する。</p>		
<p>イ 学校における食育推進体制の整備</p>	<p>◆</p> <p>・食育推進キャンペーン ・「家族でいっしょにいただきます」食育メッセージ ・上記事業を含めた事業の見直し</p>	<p>◆</p> <p>・見直し後の事業の実施</p>	<p>◆</p> <p>・朝食を食べる小学生の割合 目標 100% ・朝食を欠食する成人の割合 目標 15%以下</p>		
<p>ウ 市町村の食育推進計画作成への働きかけ・支援</p>	<p>◆</p> <p>・食に関する年間指導計画の提出指導、提出された計画の点検 (小中学校対象)</p>	<p>◆</p> <p>・先行事例等提示・説明会(2回/年) ・個別支援(作成予定無の17市町村を中心に支援：月2箇所)</p>	<p>◆</p> <p>計画作成小中学校の割合 目標 100%</p>		
<p>エ 地域農林水産物のすばらしさや食を生産する喜びを伝えるための体験活動の推進</p>	<p>◆</p> <p>・食育推進計画の中に教育ファーム推進計画を位置づけることの指導 (全市町村対象：月2箇所)</p>	<p>◆</p> <p>・食育推進計画の中に教育ファーム推進計画を位置づけることの指導 (全市町村対象：月2箇所)</p>	<p>◆</p> <p>計画作成市町村の割合 目標 100%</p>		
			<p>◆</p> <p>計画作成市町村の割合 目標 60%以上</p>		
			<p>◆</p> <p>教育ファーム相談窓口の設置</p>		
					<p>◆</p> <p>現行 食育推進計画最終年度未</p>

※ ← は対応期間及び事項を表示
※ ◆ は対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ

(3) 安心できる食の確保に関する専門的知識を有する人材の育成

部局名：教育庁

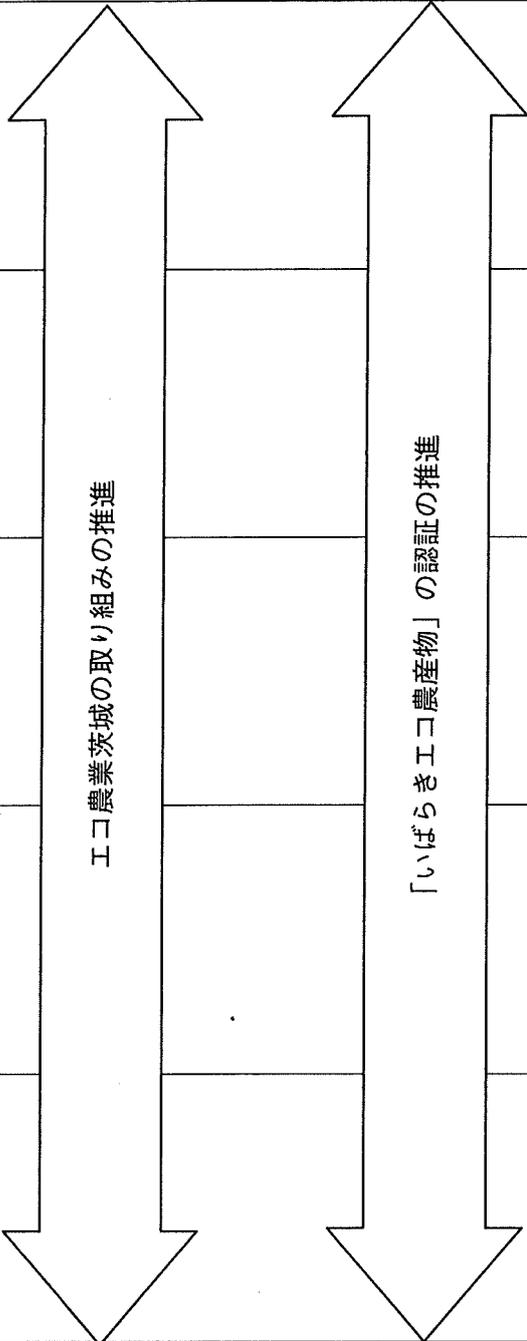
具体的な施策展開	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度															
<p>○ 新たな配置計画の策定</p> <p>〔市町村への栄養教諭配置状況(実績)〕 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>配置人数</th> <th>配置市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(未配置市町村) 16市町村：常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、鹿嶋市、稲敷市、桜川市、行方市、つくばみらい市、城里町、大子町、美浦村、河内町※、五霞町※、境町、利根町</p> <p>(注) 河内町、五霞町の学校給食は、民間委託のため給食施設がなく、義務教育標準法(第8条の2)により、栄養教諭を配置することができない。そのため、近隣市町村の栄養教諭に兼任発令で対応する。</p>	年 度	配置人数	配置市町村数	平成18年度	9	9	平成19年度	9	9	平成20年度	15	10	計	33	28	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p> <p>第2段階として、未配置市町村(14市町村)に配置</p>	<p>平成23年度</p>	<p>平成24年度</p>	<p>平成25年度</p> <p>第3段階については、第2段階の成果を踏まえ検討</p>
年 度	配置人数	配置市町村数																		
平成18年度	9	9																		
平成19年度	9	9																		
平成20年度	15	10																		
計	33	28																		
<p>○ 国への働きかけ</p>	<p>栄養教諭の配置に伴う学校栄養職員の加配定数の増について、文部科学省、財務省等に要望</p>																			

※ 対応期間及び事項を表示

※ 対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ
(4) エコ農業茨城の推進

部局名：農林水産部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>① エコ農業茨城の推進</p> <p>○ 農村における環境保全活動を地域ぐるみで進める「エコ農業茨城取組地区」の認定推進</p> <p>エコ農業茨城に取り組み農村集落数 H20年653集落 → H24年2,000集落 (県内3,808集落)</p> <p>○ 環境保全活動に取り組みむ地区において化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減して生産された「いばらぎエコ農産物」認証の推進</p> <p>「いばらぎエコ農産物」栽培面積 H20年347ha → H24年5,000ha</p>					
	 <p>エコ農業茨城の取り組みの推進</p>				
	 <p>「いばらぎエコ農産物」の認証の推進</p>				

※  は対応期間及び事項を表示
 ※  は対応時期及び事項を表示

3 安心できる食の未来へ

(5) 安全・安心によるブランド化の推進

部署名：農林水産部

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
<p>具体的な施策展開</p> <p>ア. 本県農林水産物のイメージアップ ○本県イメージアップの牽引役となる農産物（メロン、コシヒカリ、常陸牛）について、イベントや各種メディアPRの充実等により、より効果的なイメージアップを図る。</p> <p>○本県が首都圏における、安心できる農産物等の大供給基地であり、重要な役割を果たしていることを、各種の広報媒体やイベントにより消費者にPRし、本県のイメージアップへつなげる。</p> <p>イ. 安全・安心によるブランド化（別掲） ○GAPへの取り組み促進</p> <p>○いばらき農産物ネットカタログへの登録促進</p> <p>○特別栽培農産物（いばらきエコ農産物）への取組み促進</p>	<p>顔となる品目の重点的PR (メロン・コシヒカリ・常陸牛)</p>	<p>顔となる品目の重点的PR (毎年度当初と中間で手法検討)</p>	<p>認知度確認 品目の見直し等検討</p>		
	<p>首都圏での茨城農産物提供店の拡大 店頭での「うまいもんどころ」を活用した各種イベント開催（延250日）・広報の実施など</p>				

※  は対応期間及び事項を表示
 ※  は対応時期及び事項を表示

資料3 委員会における委員等の意見（要旨）

1 安心できる食の確保

(1) 食の安全推進体制

ア 食の安全・安心の確保を目的とする条例の制定

（委員の意見）

- 食の安全・安心に関わるものなので、条例をつくるのであれば精神条例みたいな形で終わっては困る。具体的な形で県民が安全・安心を感じられるものにしてほしい。
- 現在の食の安全・安心の不安を払拭するためには罰則規定の強化しかない。条例の中に罰則を織り込むことが、茨城の農産物は安心だ、安全だということにつながっていく。農業県茨城をアピールする一つの方法として茨城産は絶対大丈夫だ、茨城産ではこんな厳しい管理体制で食の安全の確保に臨んでいるんだということを、逆にアピールできる時期でもある。
- 食品表示偽装に対しては、罰則強化と並んで違反事業者の公表も非常に有効な対策ではないか。
- 食品表示偽装に対して、条例で制定できる罰則に制限があるのであれば、早急に国の方に要望して法律をきちんと変えていかなければならない。
- 今回の条例の制定に向けた動きの背景には、まず食品表示偽装問題があった。食に対する信頼とか、条例の前提としての偽装とか、そういう文言をそもそも論として記載しておくべき。

（※参考人の意見）

- 食品監視指導計画、食品安全確保プランなどの計画があるが、きちんと条例化された体制整備が必要
- 食品安全条例ができるのであれば、その条例の中でたくさんの消費者の参加を募って、そういう消費者の方たちが地域に戻って活動できる仕組みとか、それを行政がバックアップしていけるような仕組みが考えられるのではないか。

イ 食品安全行政に関する組織体制と関係機関との連携

（委員の意見）

- （表示に関して）抵触している法律が異なって、所管が別ということになると、何か事故があったときに統制がとれなくなるのではないか。各部長が集まって副知事が中心になってやるとか、危機管理対策室のような組織が必要なのではないか。
- 食品偽装事件に対する対応としては、農林水産部や保健福祉部が早い段階で情報提供を行うなど、県警とのタイアップを図ることが重要である。
- 条例の執行を担保するための県の組織体制がなければ、条例をつくっても意味をなさない。この条例をつくったら、その条例を施行する組織体制、人員、それが確保されなければならない。

- 食品の安全に関しては、農林水産部、保健福祉部、生活環境部など複数の部局が関与するが、1箇所でこの条例を所管して実践していくということを条例上書いても本来はおかしくはない。そういう方向性を、この条例の骨子をつくる段階で明確にしておくべきではないか。

(※参考人の意見)

- 群馬県が食品安全行政のいい仕組みを作っている。部局横断的な委員会をつくってそこに権限を持たせて、県庁内の権限のある組織として位置づけて活動をしている。

ウ 輸入食品の検査体制の充実・強化

(委員の意見)

- 我が国が食料の60%を輸入に頼らなければならない中で、輸入食品の安全性を確保するための検査体制の強化は重要である。
- 北関東全体で輸入食品の検査を連携して実施すれば、各県の負担も少なくなる。各県の連携による輸入食品の検査機能の強化を図るべきである。
- 輸入食品に関する事件や事故等が発生した場合、情報のスピード性ということが最も重要であり、県が迅速に対応できるよう輸入業者の情報は常に把握しておくべきである。

(※参考人の意見)

- 輸入食材については全体の1割しか検査されていないということだが、もっときめの細かい検査体制が必要
- 企業は、第三者の目でチェックする仕組みをつくることが大事

(2) 食品に関する正確な情報の提供と相談体制

ア 消費者相談体制の強化と情報の共有化

(委員の意見)

- 行政が食の安全を守っていくために何ができるかを考えたときに、一つは安全な食品を確保する仕組みをつくること。もう一つは消費者サイドの意識改革が必要である。
- 県民の食に対する不安は、要するに「表示に対する不安」が大きい。特に表示のあり方についての徹底指導が必要。それから風評被害をどうやって防止するかという観点も必要ではないか。
- 消費者庁設置関連法案が国会で成立する見込みとなったが、調査結果報告書の中でもそのことを反映させておく必要がある。
- 市町村消費生活センターが未設置のままの市町村が14あるということだが、設置に向けて要請していくべきである。

(※参考人の意見)

- 消費者教育の必要性が高い。一方で消費者側が正確な情報を把握する努力も必要

イ リスクコミュニケーションの推進

(委員の意見)

- リスクコミュニケーションの推進ということが、非常に大切な項目である。

本当に地域の中に入って、県民一人一人にしっかりと食の安全に関する情報を伝えていけるような人材づくりや体制づくりが重要である。また、リスクコミュニケーションには、消費者団体との連携も必要

- 群馬県がリスクコミュニケーションの手法の一つとして実施している「食品安全県民会議」や「公開討論会 食品安全語部（かたるべ）の会」は優れた手法である。

(※参考人の意見)

- BSEを含め、遺伝子組み換え、添加物等の健康を害する、安全性に関わる問題については、行政、事業者、消費者といろいろ話し合いをもって、いかにリスクを少なくしていくかということのコミュニケーションをとる場を設定してほしい。
- 消費者は食の安全の情報をどこから入手しているかということ、マスコミから85.6%入手している。マスコミのこれからの対応、どう情報を提供していくのかということが非常に大事である。
- もう少し冷静に消費者に情報を提供していかなければならない。リスクコミュニケーションが消費者に対しては必要
- 消費者は、消費期限と賞味期限の違いも十分理解していない。消費者も積極的に情報を入手して、しっかり勉強していくことが必要
- 正確な情報を行政からいろいろな形で出していく。パンフレットやホームページという方法もあるが、住民組織の活用も重要

(3) 適正な食品表示の推進

ア JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

(委員の意見)

- 社会的に悪影響を及ぼしている偽装スタイル、そういう事業者のモラル的なものを、当委員会では議論すべきではないか。
- 食品表示偽装の問題は大手企業への対応も必要だが、むしろ、中小、零細の食品事業者に対する指導が重要ではないか。
- 食品表示ウォッチャーや食品表示ダイヤル110番などで、偽装を防止していくしかないのではと考える。特に食品表示ウォッチャーは大事な組織なので、市町村の協力をいただきながら、しっかりとした組織に育ててほしい。
- 食品表示セミナーなど研修会の開催に当たっては、部局横断的な形で連携して進めていくべきである。
- 食品表示制度を正しく理解していただくためには、食品関係事業者に対する研修が重要である。できるだけ多くの企業に参加してもらえよう徹底的な周知を図り、積極的な参加を促してほしい。

(※参考人の意見)

- 事業者のモラルの欠如が偽装表示につながっている。
- 行政に偽装に関して内部告発されるケースがあるが、それに対してきちんと素早く対応すること。行政に通報されてくるいわゆる内部告発については早く事実を調査して、徹底的に調査して対応することが大事である。

イ 食品衛生法に基づく適正な食品表示の推進

(委員の意見)

- 食品が県民の口に入る前の事前のチェック体制が重要であり、地方版の食品表示Gメンを配置して、茨城は偽装に対して厳しい姿勢で臨んでいるということを明確に打ち出すべきではないか。
- 食品表示の監視指導については、食品適正表示推進員を認定して、企業の自主的な取組により補完していくということだが、地域バランスに配慮のうえ、市町村との連携も重要ではないか。
- 食品表示偽装の拡大を食い止める手段として、内部通報が重要な役割を果たしているが、内部通報者の保護に配慮すべきである。

(※参考人の意見)

- JAS法の規制が緩やかすぎるのが問題なのではないか。JAS法では3度同じことを繰り返さないと罰金が科されない。厳しい体制をとってもらわないと消費者の不安材料はつきない。
- 罰則の甘さ。JAS法では罰則が発動されたことはまだ一件もない。国の問題でもあるが、罰則を有効に使う必要がある。結果的に「やり得」になっているのではないか。
- 表示の複雑さをどうにかしなければいけないので、都道府県のレベルから、問題はこういう問題があるんだからちゃんとこれは是正せよという要求を国に出していく。それが国を動かす非常に大きな力になっていく。

2 安心できる食の提供

(1) 安全・安心のための農薬・肥料等の適正使用

(委員の意見)

- 農薬の使用については、それを使う農家の良識に頼っているところもあるのではないかと。最終的に何か被害が発生してから、調査するというのでは遅いので、農薬を使用する段階でチェックできるシステムをつくることも必要ではないか。
- (流通段階での全数チェックというのは難しいので) 生産段階から農薬の使用についてきちっと規制していくことが必要。お互いにJAならJAの中で農薬の使用量をきちんとチェックしていくというのが一番大事なのではないか。
- 食の安全に関して大きな問題となるのは、やはり農薬の不適正使用である。基準以上の農薬が使用されるようなことは決してあってはならない。栃木のイチゴでも農薬問題が発生したことがあったが、その時の対応がものすごく迅速であった。本県でも、万が一の場合には、どこにも負けないくらいの素早い対応が可能となるようにルールづくりをしておくべきである。
- 酪農業者などが、飼料に遺伝子組み換えの飼料や許可にならない飼料を使ったりするとか、魚の養殖でも適法でないえさを与えてしまうという可能性がある。酪農家や魚の養殖業者にも安全・安心な食の提供が求められているという意識を強く持ってほしい。

(2) 安全・安心のための食品の適正管理

(委員の意見)

- JGAPの認証件数は全国2位なのだから、茨城県産農産物全体の安全性のPRになるので、もっと積極的にGAPの実績を宣伝していくべき。
- GAPに取り組んだ農家には新たな販売ルートが確保されるなど、県は経営上のメリットを明確に示して、導入の推進を図っていくべきである。
- 食の安全・安心のためには、HACCP制度は大変いい制度であるが、企業に対して導入するメリットを明確にして、普及促進に努めていくべきである。
- ハサップ指導で不良食品の出ないようによく指導していくべき。日本でむだに捨てている食品が年間1.1兆円ある。捨てたものを処理するためにもさらに費用がかかっている。食品のムダをなくすことは大変重要である。
- 新型インフルエンザに関して、県では養豚業者に適切な飼養衛生管理の徹底を周知しているとのことだが、本県は、過去にもコイヘルペスや鳥インフルエンザ問題などにより、風評被害も含め、大変な被害を受けてきた。これで養豚業まで被害を受けることになれば茨城の畜産業は大変なことになる。養豚業者や豚肉の加工場など、現地に職員を派遣して衛生対策に万全を期してほしい。

3 安心できる食の未来へ

(1) 自給率向上につながる地産地消の推進

ア 地域農水産物を活用した学校給食の促進

(委員の意見)

- 学校給食において、もっと米粉を使ったパンや、国産小麦の利用拡大を図っていくべき。
- 曲がったキュウリは切るのが大変だから給食には使えないという話があったが、その曲がったキュウリを食べさせることも、野菜の価格のしくみを教えることも大切ではないか。
- 学校給食における地産地消を進めるため、教育庁と農林水産部がいろいろな形で情報交換を密にして地場産品の活用を促進してほしい。
- 給食はセンター方式が中心になって、調理される食材とかを子供たちが直接目にする機会が少なくなった。食育の観点からはマイナスで、仕組みを見直すべき。
- 富山市では学校給食に用いる野菜の価格保障制度を創設し、農家が市場価格に左右されずに安心して出荷できる体制づくりを行っているが、このような取り組みを検討してほしい。

(※参考人の意見)

- 学校給食において、地産地消をさらに推進するためには、生産者・流通業者の協力がないと難しい。
- 1番は、学校給食に地場産物を活用していくための体制づくり、組織づくりができていないと、なかなか地場産物の利用推進はうまくいかない。2番目は、年間を通した安

定した供給量と価格の確保，供給量が足りなくて使えないというところが割と多い。

- 食材を供給する生産者側でも一点集中ではなく，多品目の品揃えというのも非常に大切
- 食材を機械で切らないといけないので，野菜の規格がそろわないことも課題

イ 農産物直売所等による地産地消の推進

- 直売所はいわばセミプロの人がやっていることが多い。もっと，セミプロがやっている直売所の運営に関して指導をきちんとしていくべき。
- 県内の地産地消を進めるための核となるような大きな施設（直売所）をつくることについて，県で検討してみてもどうか。
- 高速道路のサービスエリアに直売所を出店する場合の手数料の軽減に向けた働きかけを行うべきである。
- 高速道路のインターチェンジ（又はSA）付近などに，農業大県をイメージできるような拠点として大型直売所などの整備を促進すべきである。
- 茨城中央工業団地（笠間地区含む。）などの県等の工業団地において，処分が進まない土地を有効活用する意味でも，大型直売所の設置などによる茨城県産農産物の販売拠点づくりや茨城農産物のフェアの開催を検討してはどうか。
- 県内の直売所でも他の都道府県産の野菜等が並んでいることがある。茨城のもの，エコ農業でつくったもの，地物を売ると言ったようなルールを決めてやらなければ，茨城が安心した食べ物を出していないということになる。農産物直売所運営を支援するきちんとした体制づくりを行うべき。
- 直売所に出荷している人の残留農薬に対する考え方が統一されていないのではないか。直売所を大々的にインターチェンジなどの付近で設置するとしても，農薬がべったり残っているようなものが出荷された場合に，エコ農業を標榜してやっている茨城全体のイメージが悪化するおそれがある。直売所に対する認証制度を検討してはどうか。
- 県内の直売所を見て歩いていると，地場産でないものがどこでも売られている。品揃えが難しいのでやむを得ず置いてあるのだろうけれども，やはり直売所という場合には，地元のを販売しなければいけないのではないか。

ウ 農商工等連携による地域産品を活用した新商品開発等の支援

- 県とコンビニとの包括協定によって，弁当などの食材に茨城県産食材が使用されているが，米は「国産米」となっている。茨城県産のコシヒカリを主体に使ってもらうようにすべきではないか。そして，茨城産コシヒカリの表示もきちんとしてもらうようにすることが大事

(2) 食育の推進

（委員の意見）

- 学校においても菜園を作って，生でつくった本物の野菜の味を教えることも大切。そういうことで食品の安全性に対して，食品表示だけに頼らない自己防衛本能みたいなものが身に付くのではないか。

- 食育の推進に当たっても、行政機関内の縦割り行政の弊害をどう解決していくのが課題である。

(※参考人の意見)

- 食べ物の生産現場を学校にもってきて、子どもたちに農業体験をさせ、それを頂くことが一番いい。

(3) 安心できる食の確保に関する専門的知識を有する人材の育成

(委員の意見)

- 栄養教諭を配置するのはよいが、実際に地元の農産物を子供たちが食べてくれるようにならないと意味がない。教育庁からの市町村への働きかけに期待する。

(※参考人の意見)

- 栄養教諭の配置により教職員の食育推進に向けた意識の向上、児童生徒の健康や食に関する興味や関心が高まり、朝食欠食率や給食の残食率の低下、地場産物の使用の増加などの効果が現れている。

(4) エコ農業茨城の推進

(委員の意見)

- (いばらきエコ農産物は) 農薬を5割以上減らすということだが、自己申告だけではなく、チェックをきちんと行うべき。
- 環境の中でも水質、土壌の汚染等、エネルギーのことも考えるとエコ農業を推進していくことは非常に大事。安全な農産物を提供していただくのが消費者の願い。
- 今、本県ではエコ農業茨城ということを前面に出して、やっているが、茨城の農業では、農薬をこの作物に対してはこれだけの量を使ってやっているということを堂々と出してやるべきである。
- 本県では「いばらきエコ農産物」栽培面積を平成24年度に5千haとする目標を掲げているが、本県の水田面積は約10万ha以上あるので、その1割の1万haくらいの目標を掲げないと「茨城の農業はエコ農業」とはいえないのではないか。

(5) 安全・安心によるブランド化の推進

ア 本県農林水産物のイメージアップ

(委員の意見)

- 「うまいもどころ」というキャッチフレーズは、もう古いのではないか。茨城県は健康に良い食品では日本一だというような体制を前面に出していくことが重要である。
- 茨城では、農薬についてはきちんと分析して基準以下の農薬しか使っていないと、そういうきっちりしたものをつけることが茨城のブランド化にもつながる。
- 茨城県は農業県を自認しているけれども、必ずしも茨城県が農業の県と日本国内でも認められていない。米は秋田、新潟。ほかのものでも、ほとんど茨城県産のものがブランド品にならない。これは茨城として恥ずかしいことで、少なくとも首都圏の食料供給基地だということを具体的に打ち出せるような農業の政策、行政をやってほしい。
- 農業改革の推進によるイメージアップについては、根本からもう一度考え直してほしい。

い。どこの県にも負けないようなきちんとした体制づくりをしてほしい。

- 私の地元では、工業団地等への進出企業に対して、地場産の農産物をPRして、購入してもらい大変好評を得ているという事例がある。地元の工業会や商工会、工業団地などに、地場産の銘柄産地等になっている農産物をPRして買ってもらって、県外にもさらにPRをしてもらうような取組も必要ではないか。

イ 食料供給大県茨城の確立に向けて

(委員の意見)

- 国は食料供給率50%を目標に掲げているが、それでも半分は輸入に頼らざるを得ない。そのことが国民の食の安全に対する非常に大きな不安を与えている。
- 安全な食料の確保をすることについて、県として力をいれていくということだけは、きちんと取り組んでもらいたい。